

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規程

昭和 57 年 5 月 1 日消防本部訓令第 2 号

改正 平成 8 年 4 月 1 日消本訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号。以下「施行規則」という。）に基づく液化石油ガス販売所の所在地を管轄する消防長の意見書の交付について必要な事項を定めるものとする。

(事業の許可に関する意見書の交付申請)

第 2 条 液化石油ガス販売事業を行おうとする者が法第 3 条第 3 項の規定により同条第 2 項の申請書に添付すべき消防長の意見書の交付を受けようとするときは、意見交付申請書（別記様式第 1）に次の各号に掲げる書類を添付して、消防長に提出しなければならない。

- (1) 液化石油ガス販売事業許可申請書の写し
- (2) 販売施設等の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面
- (3) 事業計画書（施行規則第 3 条第 2 項第 2 号に定めるものから資金計画の部分を除いたもの）
- (4) 防火管理の計画

(販売施設等の変更許可に関する意見書の交付申請)

第 3 条 法第 8 条に規定する液化石油ガス販売事業者が施行規則第 11 条第 2 項の規定により同条第 1 項の申請書に添付すべき消防長の意見書の交付を受けようとするときは、意見書交付申請書に次の各号に掲げる場合について当該各号に定める書類を添付して消防長に申請しなければならない。

- (1) 販売所等を新設しようとするとき。
 - ア 液化石油ガス販売施設等変更許可申請書の写し
 - イ 前条第 2 号から第 4 号までに掲げる書類
- (2) 販売所等を新設しない場合であっても販売施設を変更しようとするとき。
 - ア 液化石油ガス販売施設等変更許可申請書の写し
 - イ 前条第 2 号に掲げる図面（変更に係る販売施設に限る。）

(意見書等)

第 4 条 前 2 条により申請がなされた場合において、次の各号に掲げる事項を審査し、意見書（別記様式第 2）を交付するものとする。

- (1) 販売所の計画が液化石油ガス法、同施行令及び同施行規則に違反していないかどうか。
 - ア 販売施設等の位置、構造又は設備が基準に適合しているかどうか。
 - イ 販売の方法が基準に適合しているかどうか。
 - ウ 販売が公共の安全の維持又は災害発生の防止に支障を及ぼすおそれがないかどうか。
- (2) 消防用設備等が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、同施行令（昭和 36 年政令第 37 号）及び同施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）の規定に適合しているかどうか。
- (3) 筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和 48 年組合条例第 7 号）に適合しているかどうか。
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の防火に関する規定に適合しているかどうか。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日消防本部訓令第 2 号）

この規程は公布の日から施行する。

別記様式第1（第2条関係）

意見書交付申請書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日
× 交付年月日	年 月 日
× 交付番号	

様

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、液化石油ガス販売事業の許可を受けたいので、同法第3条第3項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請いたします。

